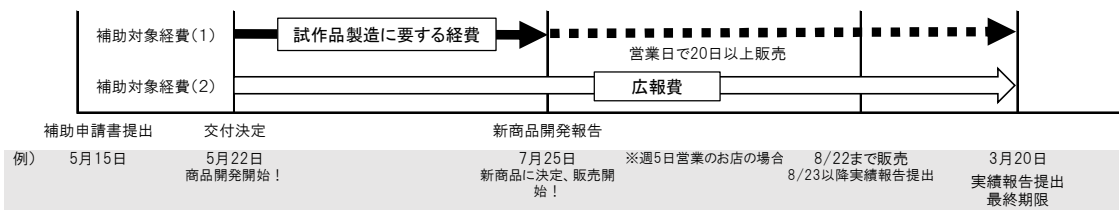


令和6年度 恵庭市連携商品開発事業補助

I. 概要

	個包装された加工品の開発	個包装された加工品以外の開発
対象事業	(1) 静岡県藤枝市で生産された農畜産資源及び加工された製品を活用した取組（藤枝市及び恵庭市の農畜産資源等を融合した取組を含む。）であること。 (2) この事業を活用することによって完成した商品を恵庭市内において販売すること。ただし、市内で販売すれば市外での販売を妨げるものではない。 (3) この事業を活用する事業者等の売上高の増加に繋がる取組であること。 (4) この事業を活用することによって完成した商品が本市の地域経済の活性化に寄与するものであること。 (5) 商品開発後、新商品開発報告書を市に提出した日の翌日を起算日とし、起算日から店舗等において日常的に提供するメニュー及び商品として陳列して、営業日で20日以上採用・販売した商品を対象とする。 ＊商品パッケージ、商品名などに藤枝市産〇〇を使用していることを明記すること。 ＊ここでいう個包装された加工品とは「容器包装され、製造場所以外でも販売できるもの。」であり、その製品の食品表示については各法律を遵守すること。	
補助対象事業者	(1) 恵庭市内に本社、支社、事業所、生産施設等が立地する事業者（個人経営の店舗事業主を含む。以下「事業者等」という。）であり、本補助金を利用した商品を販売、提供する者。 (2) 事業者等は、恵庭市農工商等連携推進ネットワークの会員であること。（新規会員を含む。） (3) 恵庭市の課す法人市民税（個人事業主にあつては市民税）を滞納していないこと。 ○対象事業者が代表となつて、恵庭市及び藤枝市のその他複数の事業者等の連名により申請することができるものとする。この場合において、補助金の交付を受けることができる者は、代表者のみとする。	
補助の対象とする経費	(1) 試作品製造に要する経費（新商品開発までの間の原材料費、調査分析及び研究費、パッケージ作成費、デザイン作成費等。） (2) 新商品の広報費用に要する経費 (3) その他必要となる経費 ＊実績報告の際には原材料費の藤枝市産を証明するため、写真及び購入費を証明するものを添付すること。なお、希望があれば市から藤枝市の事業者を紹介する。 ※主な対象外となる経費 (1) 対象事業者の組織の運営及び維持に要する経費 (2) 製造用器具類及び事務器具類等の設備導入に要する経費（試作品製造に関わる委託先においても、同様とする。） (3) 見本市等への出展に要する経費 (4) 補助事業の全てを対象とする委託費 (5) 本事業にかかる人件費	
補助率及び補助額	・補助率は、2分の1以内 ・補助金交付は、予算の範囲内において行う 上限額：1件につき50万円 上限額：1件につき25万円	
受付期間及び実績報告提出期限	受付期間 2024年4月1日（月）～2025年1月31日（金） 実績報告提出〆切 2025年3月20日（木）※休日にあたるため翌日を期限とみなす	
申し込み方法	恵庭市連携商品開発事業補助要綱に記載している必要書類を揃え、恵庭市役所3階 商工労働課に提出（恵庭市連携商品開発事業補助要綱は市HP及び本庁舎商工労働課窓口、市内出張所、支所に設置しております。）	

II. 補助金対象期間



☐ 広報費以外は、市から交付決定を受けた日から市へ「連携商品開発報告書」を提出するまでの間の領収書が補助対象経費となり、広報費は実績報告提出までが対象経費となる

III. 補助金申請～交付まで主な書類の流れ

内容	補助交付申請	交付決定	概算払い(希望者)	概算額交付決定(概算交付して貰は)	新商品開発報告	事業完了【実績報告】	補助金交付額確定	補助金交付
時期	4月1日～1月31日					3月20日まで	3月末まで	
主な提出書類	交付申請書 実施計画書 ①【要綱】様式第1号(第7条関係) ②【要綱】様式第2号(第7条関係) ③【規則】様式第1号(第4条関係)	交付決定通知書 【規則】様式第2号(第5条関係)	概算交付申請書 【規則】様式第6号(第11条関係)	概算額交付決定通知 【規則】様式第7号(第11条関係)	新商品開発報告書 【要綱】様式第3号(第7条関係)	①完了報告書 ②補助事業等実績報告書 ①【要綱】様式第4号(第10条関係) ②【規則】様式第4号(第9条関係)	交付決定通知 【規則】様式第5号(第10条関係)	

【要綱】…恵庭市連携商品開発事業補助要綱
 【規則】…恵庭市補助金等交付規則